

使用料の見直し

公の施設の名称	公民館
---------	-----

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改正前	改定後	改定額
荻公民館	大集会室	1時間につき	220	330	110
	中会議室	1時間につき	220	330	110
		冷暖房料1時間につき	220	330	110
	会議室、小会議室、幼児室	1時間につき	110	160	50
		冷暖房料1時間につき	110	160	50
	2階和室、視聴覚室、1階和室	1時間につき	170	220	50
		冷暖房料1時間につき	170	220	50
	調理室	1時間につき	310	440	130
冷暖房料1時間につき		170	220	50	
柏原公民館	集会室	1時間につき	220	330	110
		冷暖房料1時間につき	220	330	110
	和室、会議室	1時間につき	110	160	50
		冷暖房料1時間につき	110	160	50
	調理室	1時間につき	220	330	110
		冷暖房料1時間につき	110	160	50
久住公民館	大ホール	1時間につき	2,090	3,080	990
		冷暖房料1時間につき	1,050	1,500	450
	ステージ	1時間につき	220	330	110
		冷暖房料1時間につき	1,050	1,500	450
	楽屋、研修室1、研修室5	1時間につき	110	160	50
		冷暖房料1時間につき	110	160	50
	視聴覚室	1時間につき	220	330	110

	研修室2.3.4	冷暖房料1時間につき	220	330	110
		1時間につき	170	220	50
		冷暖房料1時間につき	170	220	50
都野公民館	多目的ホール	1時間につき	220	330	110
		冷暖房料1時間につき	170	220	50
	調理実習室	1時間につき	310	440	130
		冷暖房料1時間につき	170	220	50
会議室	1時間につき	170	220	50	
	冷暖房料1時間につき	170	220	50	
白丹公民館	多目的ホール	1時間につき	170	220	50
		冷暖房料1時間につき	170	220	50
	調理実習室	1時間につき	220	330	110
		冷暖房料1時間につき	110	160	50
	会議室	1時間につき	110	160	50
		冷暖房料1時間につき	110	160	50
直入公民館	大ホール	1時間につき	1,050	1,650	600
		冷暖房料1時間につき	530	800	270
	ステージ	1時間につき	220	330	110
		冷暖房料1時間につき	530	800	270
	調理実習室	1時間につき	310	440	130
		冷暖房料1時間につき	170	330	160
	講座室	1時間につき	220	330	110
		冷暖房料1時間につき	220	330	110
	視聴覚室、中会議室	1時間につき	170	220	50
		冷暖房料1時間につき	170	220	50
	和室1、和室2、相談室、工作室、小会議室	1時間につき	110	160	50
		冷暖房料1時間につき	110	160	50

○他市町村の者の利用については、定額の倍とする。

使用料の見直し

公の施設の名称	竹田分館
---------	------

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改正前	改定後	改定額
竹田分館	大広間	午前8時半～正午、正午～午後5時、午後5時～午後9時	1,100	1,650	550
		午前8時半から午後5時	1,430	3,300	1,870
		上記以外の時間1時間につき	330	330	0
	50㎡以上	午前8時半～正午、正午～午後5時、午後5時～午後9時	800	1,100	300
		午前8時半から午後5時	950	2,200	1,250
		上記以外の時間1時間につき	270	330	60
	20㎡以上50㎡未満	午前8時半～正午、正午～午後5時、午後5時～午後9時	550	770	220
		午前8時半から午後5時	660	1,540	880
		上記以外の時間1時間につき	220	220	0
	20㎡未満	午前8時半～正午、正午～午後5時、午後5時～午後9時	330	440	110
		午前8時半から午後5時	440	880	440
		上記以外の時間1時間につき	110	110	0
調理室ガス器具		/回	330	440	110

※冷暖房料は、各室の使用料の2分の1に相当する額とする。

○他市町村の者の利用については、定額の倍とする。

使用料の見直し

公の施設の名称	地区分館
---------	------

(単位：円)

区分	単位	料金		
		改正前	改定後	改定額
岡本分館、玉来分館、嫗岳分館、菅生分館及び宮城分館	午前8時～正午、午後1時～午後5時、午後6時～午後10時	330	440	110
	午前8時～午後5時、正午～午後10時	660	880	220
	午前8時～午後10時	990	1,320	330
竹田分館体育館、岡本分館体育館、玉来分館体育館及び嫗岳分館体育館	/時間	220	330	110
調理室ガス器具又は電磁調理器具	/回	330	440	110

※冷暖房料は、各室の使用料の2分の1に相当する額とする。

○他市町村の者の利用については、定額の倍とする。

使用料の見直し

公の施設の名称	城原地区館
---------	-------

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改正前	改定後	改定額
城原地区館	集会室	午前8時半～正午、正午～午後5時	1,100	1,650	550
		午後5時～午後9時	1,430	3,300	1,870
		上記以外の時間1時間につき	330	330	0
	談話室、会議室、図書館、8畳未満の室	午前8時半～正午、正午～午後5時	330	440	110
		午後5時～午後9時	440	880	440
		上記以外の時間1時間につき	110	110	0
	8畳以上の室	午前8時半～正午、正午～午後5時	550	770	220
		午後5時～午後9時	660	1,540	880
		上記以外の時間1時間につき	220	220	0
調理室ガス器具		/回	330	440	110

※冷暖房料は、各室の使用料の2分の1に相当する額とする。

○他市町村の者の利用については、定額の倍とする。

使用料の見直し

公の施設の名称	公民館・分館の附属設備及び備品
---------	-----------------

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改正前	改定後	改定額
公民館及び分館 の附属設備及び 備品	舞台設備	/回	1,050	1,650	600
	照明器具	/回	1,050	1,650	600
	音響設備	/回	2,090	3,300	1,210
	映写設備	/回	3,150	4,400	1,250
	映写機	/回	530	770	240
	プロジェクター	/回	1,050	1,650	600
	ステレオ	/回	220	330	110
	カラオケシステム	/回	1,050	1,650	600
	ピアノ	/回	1,050	1,650	600

○他市町村の者の利用については、定額の倍とする。

使用料の見直し

公の施設の名称	地域コミュニティセンター
---------	--------------

(単位：円)

区分	単位	料金			
		改正前	改定後	改定額	
地域コミュニティセンター利用料（明治、松本、入田）	午前8時～正午、正午～午後5時、午後5時～午後10時	330	440	110	
	午前8時～午後5時、正午～午後10時	660	880	220	
	午前8時～午後10時	990	1,320	330	
地域コミュニティセンター利用料（豊岡）	午前8時～正午、正午～午後5時、午後5時～午後10時	1,070	440	△ 630	
	午前8時～午後5時	2,250	880	△ 1,370	
	正午～午後10時				
	上記以外の時間	330	0	△ 330	
	午前8時～午後10時	0	1,320	1,320	
調理室ガス器具又は電磁調理器具	/回	330	440	110	
地域コミュニティセンター	舞台設備	/回	1,050	1,650	600
	照明器具	/回	1,050	1,650	600
	音響設備	/回	2,090	3,300	1,210
	映写設備	/回	3,150	4,400	1,250
	映写機	/回	530	770	240
	プロジェクター	/回	1,050	1,650	600
	ステレオ	/回	220	330	110
	カラオケシステム	/回	1,050	1,650	600
ピアノ	/回	1,050	1,650	600	
地域コミュニティセンター体育館（明治、宮砥）	/時間	220	330	110	

○他市町村の者の利用については、定額の倍とする。